

# 令和4年第5回苫小牧市選挙管理委員会議案

日時 令和4年5月11日（水）午前9時

場所 苫小牧市選挙管理委員会委員室

## 1 会議録署名委員の指名について

## 2 議案

議案第1号 選挙人名簿の登録抹消について

議案第2号 第26回参議院議員通常選挙におけるポスター減数協議について

## 3 協議

協議第1号 苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部改正について

協議第2号 第19回苫小牧市長選挙における選挙時啓発事業について

## 4 その他

## 2 議案

### 議案第1号

#### 選挙人名簿の登録抹消について

- 1 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和4年4月30日以前に死亡したので、公職選挙法第28条第1号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted] 外 145人

- 2 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和3年12月31日以前に転出し、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したので、公職選挙法第28条第2号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted] 外 260人

- 3 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和4年4月30日以前に在外選挙人名簿への登録の移転をしたので、公職選挙法第28条第3号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

- 4 選挙人名簿に登録されている次の者は、登録されるべきでなかったので、公職選挙法第28条第4号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

令和4年5月11日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

別冊「選挙人名簿登録抹消者名簿」のとおり

令和4年5月1日現在 選挙人名簿登録抹消者数調 (投票区別)

投票区	投票所名	第1号死亡者			第2号転出者			第3号誤載者			当月抹消者の計			市内転居			選挙人名簿登録者数										
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計								
1	市立苫小牧東中学校	1	2	3	8	2	10				9	4	13	-7	-3	-10	1,457	1,695	3,152								
2	市立若草小学校	2	1	3	1	1	2				3	2	5	1	1	2	862	1,026	1,888								
3	新中野総合福祉会館	2	2	4	6	7	13				8	9	17	-1	4	3	2,148	1,923	4,071								
4	文化交流センター	2	1	3	5	4	9				7	5	12	-2	-8	-10	1,470	1,502	2,972								
5	市立苫小牧西小学校	3	2	5	2	1	3				5	3	8	-5	-7	-12	1,668	1,982	3,650								
6	市立大成小学校	1	1	2	1	1	2				2	2	4	1	5	6	1,101	1,350	2,451								
7	西町総合福祉会館	3	3	6	4	2	6				7	5	12	-1	2	1	1,170	1,763	2,933								
8	市立北光小学校	1	0	1	2	4	6				3	4	7	-3	-10	-13	1,674	1,923	3,597								
9	市立啓北中学校	4	3	7	3	4	7				7	7	14	9	-2	7	1,713	1,980	3,693								
10	見山町総合福祉会館	3	1	4	3	2	5				6	3	9	-2	-3	-5	968	1,224	2,192								
11	第八区総合福祉センター	4	3	7	3	3	6				7	6	13	1	-5	-4	1,743	1,736	3,479								
12	市立清水小学校	1	0	1	2	1	3				3	1	4	0	0	0	954	974	1,928								
13	市立和光中学校	2	1	3	6	4	10				8	5	13	4	3	7	1,794	1,777	3,571								
14	市立緑小学校	5	1	6	6	7	13				11	8	19	9	6	15	2,505	2,748	5,253								
15	住吉コミュニティセンター	2	0	2	3	3	6				5	3	8	1	5	6	1,189	1,497	2,686								
16	市立美園小学校	0	1	1	6	5	11				6	6	12	1	2	3	1,958	1,826	3,784								
17	新明町総合福祉会館	0	1	1	2	4	6				2	5	7	-8	0	-8	946	885	1,831								
18	苫小牧地域職業訓練センター	2	0	2	2	6	8				4	6	10	9	-8	1	2,508	2,353	4,861								
19	市立明野中学校	3	2	5	3	5	8				6	7	13	-2	4	2	1,919	2,049	3,968								
20	市立光洋中学校	2	1	3	2	0	2				4	1	5	2	1	3	797	848	1,645								
21	市立糸井小学校	6	2	8	3	4	7				9	6	15	-4	0	-4	2,044	2,026	4,070								
22	市立北星小学校	3	3	6	2	2	4				5	5	10	4	1	5	1,458	1,647	3,105								
23	市立豊川小学校	5	2	7	0	2	2				5	4	9	-1	-2	-3	1,039	1,233	2,272								
24	市立啓北中学校山なみ分校	2	3	5	2	2	4				4	5	9	-4	-1	-5	1,916	2,054	3,970								
25	しらかば総合福祉会館	3	1	4	0	6	6				3	7	10	3	5	8	1,703	2,052	3,755								
26	市立日新小学校	1	2	3	8	4	12				9	6	15	-5	-5	-10	2,273	2,581	4,854								
27	柏木町町内会館	0	4	4	5	1	6				5	5	10	4	4	8	2,453	2,781	5,234								
28	市立泉野小学校	1	3	4	1	2	3				2	5	7	4	5	9	1,748	1,961	3,709								
29	市立澄川小学校	0	1	1	0	4	4				0	5	5	5	-1	4	2,735	3,112	5,847								
30	ときわ町総合福祉会館	1	5	6	2	1	3				3	6	9	0	-4	-4	1,595	1,762	3,357								
31	市立錦岡小学校	3	4	7	5	3	8				8	7	15	-4	5	1	1,780	1,868	3,648								
32	のぞみコミュニティセンター	1	4	5	3	6	9				4	10	14	6	7	13	2,430	2,560	4,990								
33	北海道苫小牧支援学校	0	1	1	1	3	4				1	4	5	-6	-1	-7	1,426	1,723	3,149								
34	樽前交流センター	3	0	3	1	1	2				4	1	5	4	1	5	218	260	478								
35	沼ノ端コミュニティセンター	1	0	1	4	3	7				5	3	8	-5	0	-5	1,777	1,600	3,377								
36	市立沼ノ端小学校	1	2	3	3	3	6				4	5	9	1	2	3	1,838	1,827	3,665								
37	市立拓勇小学校	1	2	3	13	11	24				14	13	27	-5	-3	-8	5,274	4,750	10,024								
38	市立ウトナイ小学校	3	0	3	6	5	11				9	5	14	1	1	2	3,687	3,590	7,277								
39	勇弘公民館	1	2	3	0	0	0				1	2	3	-2	-2	-4	742	786	1,528								
40	植苗ファミリーセンター	0	0	0	2	1	3				2	1	3	-3	1	-2	578	629	1,207								
合	計	79	67	146	131	130	261	0	0	0	210	197	407	0	0	0	69,258	73,863	143,121								
																前回4月1日現在選挙人名簿登録者数			69,468			74,060			143,528		

議案第2号

第26回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の総数減少協議について

第26回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の総数減少協議（公職選挙法第144条の2第2項ただし書）について、下記のとおりとする。

令和4年5月11日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

記

- 1 ポスター掲示場設置箇所数 別紙のとおり
- 2 ポスター掲示場の総数減少協議書（案） 別紙のとおり

## 公営ポスター掲示場設置箇所数

投票区	投票所名	投票区 の面積 (k㎡)	選挙人名簿 登録者数 令和4年3月1日現在	ポスター 掲示場の数	法第144条 の2第9項た だし書による 数	政令設置基 準による数
第1	市立苫小牧東中学校	1.54	3,184	7	7	7
第2	市立若草小学校	0.73	1,904	5	5	7
第3	新中野総合福祉会館	6.98	4,116	7	7	8
第4	文化交流センター	1.37	3,024	7	7	7
第5	市立苫小牧西小学校	1.49	3,684	7	7	7
第6	市立大成小学校	0.58	2,459	5	5	7
第7	西町総合福祉会館	0.37	2,952	4	4	7
第8	市立北光小学校	10.89	3,638	8	8	9
第9	市立啓北中学校	0.79	3,716	5	5	7
第10	見山町総合福祉会館	0.56	2,213	5	5	7
第11	第八区総合福祉センター	1.40	3,498	5	5	7
第12	市立清水小学校	3.08	1,948	5	5	7
第13	市立和光中学校	0.70	3,588	5	5	7
第14	市立緑小学校	1.12	5,288	8	8	8
第15	住吉コミュニティセンター	4.51	2,700	7	7	8
第16	市立美園小学校	128.05	3,807	6	6	9
第17	新明町総合福祉会館	3.22	1,859	6	6	7
第18	苫小牧地域職業訓練センター	3.14	4,879	7	7	7
第19	市立明野中学校	0.95	3,980	4	4	7
第20	市立光洋中学校	0.76	1,653	5	5	7
第21	市立糸井小学校	1.75	4,116	7	7	7
第22	市立北星小学校	0.70	3,120	5	5	7
第23	市立豊川小学校	2.47	2,293	4	4	7
第24	市立啓北中学校山なみ分校	2.24	3,983	7	7	7
第25	しらかば総合福祉会館	1.00	3,766	6	6	7
第26	市立日新小学校	9.85	4,882	9	9	9
第27	柏木町町内会館	10.67	5,248	8	8	9
第28	市立泉野小学校	0.77	3,716	5	5	7
第29	市立澄川小学校	1.15	5,870	8	8	8
第30	ときわ町総合福祉会館	0.80	3,384	5	5	7
第31	市立錦岡小学校	12.12	3,662	8	8	9
第32	のぞみコミュニティセンター	43.97	5,007	9	9	9
第33	北海道苫小牧支援学校	1.07	3,176	7	7	7
第34	樽前交流センター	82.82	479	4	4	8
第35	沼ノ端コミュニティセンター	2.79	3,400	7	7	7
第36	市立沼ノ端小学校	61.35	3,686	8	8	9
第37	市立拓勇小学校	2.83	10,106	9	9	9
第38	市立ウトナイ小学校	3.45	7,291	7	7	8
第39	勇弘公民館	43.48	1,540	8	8	9
第40	植苗ファミリーセンター	104.10	1,214	4	4	9
合	計	561.61	144,029	253	253	306

(参考) 公職選挙法施行令第111条第1項の規定によるポスター掲示場の数

選挙人名簿登録者数	投票区ごとの面積	ポスター掲示場の数
1千人未満	2平方キロメートル未満	5箇所
	2平方キロメートル以上4平方キロメートル未満	6箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	7箇所
	8平方キロメートル以上	8箇所
1千人以上5千人未満	4平方キロメートル未満	7箇所
	4平方キロメートル以上8平方キロメートル未満	8箇所
	8平方キロメートル以上	9箇所
5千人以上1万人未満	4平方キロメートル未満	8箇所
	4平方キロメートル以上	9箇所
1万人以上	4平方キロメートル未満	9箇所
	4平方キロメートル以上	10箇所

苦 選 第 号  
令和4年5月11日

北海道選挙管理委員会委員長 様

苫小牧市選挙管理委員会  
委員長 小 松 靖 孝

ポスター掲示場の総数減少協議書

第26回参議院議員通常選挙において、次のとおりポスター掲示場の総数を減少したいので、公職選挙法第144条の2第2項ただし書（北海道議会議員選挙の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第2条）の規定により協議します。

記

(総括表)

政令基準掲示場 設 置 総 数	減少する 掲示場数(イ)	減少後の掲示場 設 置 総 数	減少する理由
306	53	253	①投票区域が狭小であり、 また居住区域が密集し、掲 示場所が近接していると ころから減じても効果が 損なわれない。  (関係投票区 22) 第2投票区、第3投票区、 第6投票区、第7投票区、 第8投票区、第9投票区、 第10投票区、第11投票区、 第12投票区、第13投票区、 第15投票区、第17投票区、 第19投票区、第20投票区、 第22投票区、第23投票区、 第25投票区、第27投票区、

		<p>第 28 投票区、第 30 投票区、 第 36 投票区、第 38 投票区</p> <p>②投票区の面積は広大だが山間部を含み、また、居住区域も限定されており、掲示場付近には居住者がいないため、設置の効用が十分発揮できない。</p> <p>(関係投票区 3)</p> <p>第 31 投票区、第 34 投票区、 第 39 投票区</p> <p>③投票区の面積は広大だが、山間部を含み、また、居住区域も限定されており、近接地には掲示場もあるため減じても効果が損なわれない。</p> <p>(関係投票区 2)</p> <p>第 16 投票区、第 40 投票区</p>
--	--	---

(関係投票区別内訳)

関係投票区	選挙人名簿 登録者数	面 積 (k m <sup>2</sup> )	政令の規定 による数	設置数	増減内訳	
					増 (口)	減 (ハ)
第 2 投票区	1,904	0.73	7	5		2
第 3 投票区	4,116	6.98	8	7		1
第 6 投票区	2,459	0.58	7	5		2
第 7 投票区	2,952	0.37	7	4		3
第 8 投票区	3,638	10.89	9	8		1
第 9 投票区	3,716	0.79	7	5		2
第 10 投票区	2,213	0.56	7	5		2
第 11 投票区	3,498	1.40	7	5		2
第 12 投票区	1,948	3.08	7	5		2
第 13 投票区	3,588	0.70	7	5		2
第 15 投票区	2,700	4.51	8	7		1
第 16 投票区	3,807	128.05	9	6		3
第 17 投票区	1,859	3.22	7	6		1
第 19 投票区	3,980	0.95	7	4		3
第 20 投票区	1,653	0.76	7	5		2
第 22 投票区	3,120	0.70	7	5		2
第 23 投票区	2,293	2.47	7	4		3
第 25 投票区	3,766	1.00	7	6		1
第 27 投票区	5,248	10.67	9	8		1
第 28 投票区	3,716	0.77	7	5		2
第 30 投票区	3,384	0.80	7	5		2
第 31 投票区	3,662	12.12	9	8		1
第 34 投票区	479	82.82	8	4		4
第 36 投票区	3,686	61.35	9	8		1
第 38 投票区	7,291	3.45	8	7		1
第 39 投票区	1,540	43.48	9	8		1
第 40 投票区	1,214	104.10	9	4		5
計			207	154		53



## 備考

- 1 総括表の（イ）欄の数に関係のあるすべての投票区について記載すること。

$$((イ) = (ハ) - (ロ))$$

- 2 設置数を減じようとする投票区については、町名又は字名並びに道路、居住状況及び設置予定箇所等を表示した図面（略図でも差し支えない。）を添付すること。

### 3 協議

#### 協議第1号

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、次のとおり協議する。

令和4年5月11日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

#### 記

##### 1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関し、公職選挙法施行令の規程に準じて改正する。

##### 2 改正の内容

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年12月16日条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第7条及び第9条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第12条第1号中「526円6銭」を「541円31銭」に、同号中「310,500円」「316,250円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の苦小牧市議会議員及び苦小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部改正について

### 1 改正の理由

最近の物価変動等から令和4年4月6日に公布された公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する経費に係る限度額が引き上げられた。これに伴い苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担について公職選挙法施行令の規程に準じて改正するもの。

### 2 改正の内容

選挙運動用自動車の使用にかかる公費負担限度額については、いわゆる営業車を借り上げた場合は、1日につき1万5,800円を1万6,100円に、当該営業車の燃料費を1日につき7,560円を7,700円に改正する。

選挙運動用ビラの作成については、1枚当たりの作成費7円51銭を7円73銭に改正する。

選挙運動用ポスターの作成については、ポスター作成の印刷費1枚当たり525円6銭を541円31銭に、ポスター作成の企画費に相当する加算額31万500円を31万6,250円に改定する。

#### (1) 選挙運動用自動車の使用の公営(条例第5条第2号関係)

区 分	改正単価	現行単価
一般運送契約以外の契約		
自動車借入れ	16,100円	15,800円
燃料費	7,700円	7,560円

#### (2) 選挙運動用ビラの作成に関する公費負担の限度額(条例第7条及び第9条)

区 分	改正単価	現行単価
ビラの作成	7円73銭	7円51銭

#### (3) 選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担限度額(条例第12条第1号関係)

区 分	改正単価	現行単価
ポスター作成印刷費	541円31銭	525円6銭
ポスター作成企画費	316,250円	310,500円

### 3 改正の時期

次期市議会定例会へ条例改正案の提出を想定

○苦小牧市議会議員及び苦小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第32号）

改正案	現 行
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者に係る候補者届出日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者に係る候補者届出日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ（略）</p>

## 第6条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第7条 候補者は、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第3条ただし書の規定を準用する。

## 第8条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

## 第10条～第11条 (略)

## 第6条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第7条 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第3条ただし書の規定を準用する。

## 第8条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

## 第10条～第11条 (略)

<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) <u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)</p> <p>(2) ポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) <u>525円6銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)</p> <p>(2) ポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)</p>
--	---

協議第2号

第19回苫小牧市長選挙における選挙時啓発事業について

令和4年6月19日執行予定の上記選挙における苫小牧市選挙管理委員会と苫小牧市  
明るい選挙推進協議会が連携して行う選挙時啓発事業計画(案)を別紙のとおり策定した  
ので協議する。

令和4年5月11日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝



第19回苫小牧市長選挙 選挙時啓発事業計画（案）

事業名	事業主体	実施期間	事業内容	備考
1 文書による啓発 ① 広報紙の活用	選管		広報とまこまい4月号～6月号において選挙関連記事を掲載（特集記事は6月号）	
② 報道機関等の協力要請	選管	期間中	明るい選挙の推進と選挙執行について報道機関等の協力を得て周知徹底を図る。	
③ 街頭啓発の実施 （啓発資材の配布）	選管 明推協	6月4日 （土）予定	選挙期日の周知及び棄権防止の呼びかけを行い、投票総参加を呼びかける。	MEGAドン・キホーテ  イオンモール苫小牧
2 視覚による啓発				
① 懸垂幕による啓発	選管 明推協	期間中	選挙期日及び棄権防止の標語を入れ、投票参加を呼びかける。	市役所庁舎 北面
② 車幕による啓発	選管 明推協	随時	市公用車にマグネット式の車幕を掲出し、投票参加を呼びかける。	市公用車25台
③ バス車内広告	選管 明推協	期間中	告示日から投票日まで、バス車内に啓発ポスターを掲示し、投票参加を呼びかける。	道南バス82台
④ ウォッチレットの利用	選管	期間中	市役所各階トイレにオリジナル広告を掲出する。	
⑤ デジタルサイネージの利用	選管	期間中	イオンモール苫小牧内の電子掲示板（行政コンテンツ）にて広告を流す。 市役所1階窓口サービス課前の電子掲示板に広告を流す。	イオンモール苫小牧 市役所1階
⑥ 地デジ広報	選管	期間中	テレビの地上デジタル放送のデータ放送を利用し、投票参加を呼びかける。	テレビ
3 聴覚による啓発				
① 広報車による啓発	選管	投票日	東西2方面を広報車で巡回し、啓発する。	市公報車2台
② 大型店店内放送、市役所庁内放送による啓発	選管	期間中	市内主要商業施設の店内放送及び市役所庁内放送を利用し、期日前投票制度の周知及び投票参加を呼びかける。	イオンモール苫小牧 MEGAドン・キホーテ
③ 防災行政無線	選管	期間中	防災行政無線を利用し、投票参加を呼びかける。	
4 インターネットによる啓発	選管	期間中	選挙公報をはじめとした選挙に関する情報を掲載する。ホームページやFaceeBook等を利用し、選挙に関する情報を掲載し、周知を図る。	
5 選挙事務従事者募集等による啓発	選管	5月	投票立会人の公募、選挙事務臨時職員の募集告知により、選挙に対する関心を高める。	